

保育所保育指針の改定（案）について（概要）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

1. 趣 旨

現行の保育所保育指針は平成 20 年に告示されているが、その後の

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成 27 年 4 月）
 - ・ 0～2 歳児を中心とした保育所利用児童数の増加
- などの社会情勢の変化を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2. 内 容

第 1 章 総則

- ①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価
- ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第 2 章 保育の内容

- ①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3 歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 ④保育の実施に関して留意すべき事項

第 3 章 健康及び安全

- ①子どもの健康支援 ②食育の推進 ③環境及び衛生管理並びに安全管理
- ④災害への備え

第 4 章 子育て支援

- ①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援

第 5 章 職員の資質向上

- ①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

3. 適用日

平成 30 年 4 月 1 日（予定）